

議第74号

呉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

呉市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年呉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条一第16条）</p> <p>（償還等）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還免除，一時償還，違約金及び償還金の支払猶予については，法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>（規則への委任）</p> <p>第16条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条一第15条）</p> <p><u>第5章 雑則（第16条・第17条）</u></p> <p>（償還等）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第13条，第14条第1項及び第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条，第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p><u>第5章 雑則</u></p> <p><u>（呉市災害弔慰金等認定審査会の設置）</u></p> <p><u>第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため，呉市災害弔慰金等認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 認定審査会の委員は，医師，弁護士その他市長が必要と認める者のうちから，市長が任命する。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか，認定審査会に関し必要な事項は，規則で定める。</u></p> <p>（規則への委任）</p> <p>第17条 略</p>

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。